



D2780 ローターリー危機管理セミナー -第一部-

# 「ロータリアンがロータリアンであること」



RIJYEMアドバイザー  
**近藤 眞道**  
(D2660 高槻西RC)

近藤 眞道 こんどう しんどう

昭和24年1月5日生(1949年)

昭和46年4月 同志社大学経済学部卒

宗教法人 天台宗 神峰山寺 代表役員 住職  
神峰山寺観行院 第八十三世 大僧正

## ■ ローターリー歴

### 1. クラブ関係

- 1989.6.15 D2660 高槻西ロータリークラブ設立キーマンメンバー  
チャーターメンバー
- 1992-93 クラブ幹事
- 2016-17 クラブ会長  
その他各委員会委員長歴任

### 2. 2660地区関係

- 2001-2004 D2660地区青少年交換委員会委員長
- 2017-2018 D2660 ガバナー補佐
- 2018-2019 D2660地区危機管理委員会副委員長
- 2019-2021 D2660地区危機管理委員会副委員長
- 2021-2022 D2660地区青少年部門統括委員会アドバイザー

### 3. 日本34地区ロータリー関係

- 2007-2018 特定非営利法人 国際ロータリー日本青少年交換委員会(RIJYEC)  
初代理事、アドバイザー  
(NPO)Rotary International Japan Youth Exchange Committee
- 2018 一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構  
(RIJYEM)  
(GIA) Rotary International Districts of Japan Youth Exchange  
Multidistrict Organization 設立社員
- 2022.7現在 RIJYEMアドバイザー (Executive Coordinator)

## 4. 国際ロータリー関係

- 2001-2002、2003-2004、2005-2006 : RI国際本部青少年交換委員会委員
- 2004-2005 : 国際ロータリー2004国際大会（関西）  
国際RI2004国際大会全世界青少年交換役員委員 プレコンヴェンション大阪大会実行委員長  
第4部会青少年交換部門 副部長、RI公式国際大会SA  
2004-2005 : RI会長タスクフォース水資源保全グループ  
RI第3ゾーン・コーディネーター
- 2005・8月 : 全オーストラリア青少年交換委員長オーストラリア会議  
スタンハマーRI会長特別代表  
2010 : 第39回 ロータリー研究会  
スタンハマー・ロータリー財団トラスティ・エイド
- 2005-2016 : ロータリー国際大会青少年交換部門ファシリテーター  
その他RI国際大会青少年プレコン・コメンテーター等歴任  
2017.6 : アトランタ ロータリー国際大会青少年交換役員大会前大会  
開会式 及び 公式晩餐会 イノベーション・スピーカー
- 2019.5 : ハンブルグ ロータリー国際大会青少年交換役員大会前大会 危機管理セッション ファシリテーター
- 2020 : RI国際本部青少年交換部門担当指名  
日本地区青少年交換地域リーダー





さて、みなさん、

どんな事柄がロータリーの

# 「危機・事案」

になるとお考えですか？

## あるクラブで起こった『危機事案』に関して、マスコミの報道

「全員がXXXロータリークラブという社交団体のメンバーです。

いわゆる地元の「名士」とされる集まりで、逮捕された4人はいずれも幹部でした。

・・・ よりによって「紳士」を標榜する彼らが、密室の中で・・・云々」

(週刊文春より)

別のマスコミの報道によると、ロータリークラブとは

“自ら「社会的責任」や「高い倫理観」をかかげた集団”

“いわゆる地元の「名士」とされる人たちの集まり・・・”

となっていて、関係者が行った行為は当然非難される事柄ですが、  
ロータリークラブそのものもやり玉にあげられています。

これらから推測される『ロータリーにとっての危機』とは、

ロータリー、ロータリアンとして

**“自ら恥ずべき行為や行動”**を行った事が原因で起こる

ロータリーにとって都合のよくない全ての事案・事件・事故が

**「ロータリーにとって危機」**



『危機管理』という日本語には 二つの意味合が含まれています。

## 1. リスク・マネージメント

発生するであろう危機を事前に予測して、事前にその防止策を建てる  
事件・事故等が発生した時の対処方策の事前確立

## 2. クライシスマネージメント

事件・事故等が発生した時、その時の対処

2. のクライシスマネージメントについては、  
一つの事例として3年前コロナ発生時の際、青少年派遣学生、  
来日学生に対する RIJYEMが全国に通達させていただいた「指針」があります。

(後ほど紹介します)

まず、

# 「リスク・マネージメント」 －危機防止策について－

ロータリーの危機管理（リスク・マネージメント）は  
青少年交換プログラムのセクハラ問題からはじまった

2004年ロータリー国際大会、大阪・関西

青少年プレコンで衝撃的な報告がなされた

## ロータリー章典 2.120.1

### －これがロータリーの対ハラスメント根本理念－

#### 2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。

ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（2005年より何度も追加改定され、現行は2019年10月理事会会合、決定58号）。



## 2.120.2. 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、  
すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待および  
ハラスメントの防止と報告の要件を確実に順守しなければならない。

1. RIは、虐待およびハラスメントに対して、  
いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、  
ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関する研修を  
完了しなければならない。

2. いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。  
ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第41.050.節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。

- ・ 虐待とハラスメント予防に関する地区およびクラブの方針
- ・ 性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針
- ・ 青少年ボランティア誓約書
- ・ 地区危機管理委員会

(注：RIの認証問題2005年通達：これらの内容は毎年R Iの**事前認証**を取る必要がある。認証を取ることが出来ない地区は、**R Iのロータリー青少年交換プログラムに参加することは出来ない。**日本34地区は2006年にRIに上述を提出。2008年RIより正式認証済)

3. 虐待やハラスメント（嫌がらせ）のすべての申し立ては、  
この事態の報告を受けてから 72 時間以内に RI に報告するものとする。  
72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、  
地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。  
個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に  
怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続き  
ロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、  
および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、  
またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）  
などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

4. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。
5. 捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいはハラスメントの申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。



6. 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、**クラブは、その会員身分を終結しなければならない。**
- 性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。
- クラブは、性的虐待またはハラスメントを行ったと知られている人物に対し、会員身分を認めることはできない **(クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の順守を怠ったことを理由に、クラブを終結する)。**

青少年交換プログラムで始まったセクハラ防止方針は、  
青少年奉仕部門、そして、青少年奉仕部門を超えて  
ロータリー活動全体におけるハラスメント防止に広がっていきます。

26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。

ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第 2.120.節に概説されている方針の対象となる。

犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

クラブ理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。



このハラスメント問題、というか、  
RIの“セクハラ防止策と対応指示”がなされた  
2005年当時の日本国内の反応と  
市川PDG・ガバナー会議長のお話しは・・・

そして、2005年セクハラからはじまった「ロータリー青少年交換に於けるハラスメント危機管理」は「ロータリーの危機と危機管理」に移っていきます。

すなわち、時系列的に『危機管理』を俯瞰すると

2006年 『青少年保護規定』（青少年交換セクハラ防止に関して）を公表（RCOP2.120）

2016年 「ロータリー青少年保護の手引き」をIAC,RYLA,RYE向けに公表

2018年 RIが認定しているRACを含む青少年奉仕プロジェクトに拡大

2019年 「成人ハラスメント防止ポリシー」の公表で全ロータリアンとロータリー活動対象に

そして、2020年ハラスメントを超えてCOVIC-19感染拡大にともなう  
青少年交換プログラム実施条件として「危機管理計画策定」を強く推奨

危機管理（リスクマネジメント）がハラスメントだけではなく、  
パンデミックなど災害、事故、事件なども想定した

**「危機未然防止管理計画の策定」** を強く推奨

さて、青少年交換におけるセクハラからはじまったロータリーの危機管理、  
いや、ロータリーにおける危機防止策の今日まで経過・歴史をお話させて頂きました。

その話の中心は、ハラスメントから始まる

**「ロータリーとロータリアンが人々の人権をいかに護るか」**が中心。

そして、いま、次の段階として

**「社会的危機が発生したら、**

**どのようにロータリーは対応すべきか」**

が問題となってきました。

すなわち「いかに命を護るか」に移っていきます。



この問題対策は現在も進行中です。

RIも日々新たな対策・方策をそれぞれの事案に対応すべく出してきたており、  
今後も折に触れ、皆様にご連絡したい、  
と思っています。





後半のお時間では、この「命を護る」の事例について、  
“東日本大震災で何が起こり、どう対応したか”、  
そして、“COVID19発生の時、RIJYEMがどう対応したか”

すなわち

## クライシス・マネージメントの実例

そして、最後にロータリーとロータリアンの危機管理において

### 「最も重要なファクターは何か？」

についてお話させていただきます。

